



埼玉県報

第426号
令和5年(2023年)
6月30日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例のあらまし (交通総務課)
- 埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらまし (交通規制課)

条例

- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例 (交通総務課)
- 埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (交通規制課)

規則

- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (交通総務課)

告示

- 包括外部監査契約に関する告示 (行政・デジタル改革課)
- 指定納付受託者の指定期間の変更 (情報システム戦略課)
- 公文書の開示の実施状況の公表 (文書課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出 (社会福祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の再開の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定(障害者福祉推進課)
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退(障害者福祉推進課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 保安林の指定予定(森づくり課)
- 保安林の指定予定(森づくり課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 蓮田都市計画の変更に関する公聴会の中止(都市計画課)
- 加須都市計画の変更に関する公聴会の中止(都市計画課)
- 深谷都市計画の変更に関する公聴会の中止(都市計画課)
- 本庄都市計画の変更に関する公聴会の中止(都市計画課)
- 寄居都市計画の変更に関する公聴会の中止(都市計画課)
- 児玉都市計画の変更に関する公聴会の中止(都市計画課)
- 大宮公園清掃・警備業務委託に関する入札公告(大宮公園事務所)
- 県立学校ペーパーレス支援ソフト導入業務委託に関する入札公告(県立学校人事課)
- 県道越谷川口線の区域の変更(さいたま県土整備事務所)
- 県道さいたま鳩ヶ谷線の区域の変更(さいたま県土整備事務所)
- 県道ときがわ坂戸線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 県道ときがわ坂戸線の供用の開始(東松山県土整備事務所)
- 県道ときがわ坂戸線の道路の占用を制限する区域の指定(東松山県土整備事務所)
- 県道大野東松山線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 県道本庄寄居線の供用の開始(本庄県土整備事務所)
- 県道騎西鴻巣線の供用の開始(行田県土整備事務所)
- 県道行田蓮田線の供用の開始(行田県土整備事務所)
- 県道西関宿栗橋線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 県道西関宿栗橋線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- 直接請求のための署名収集禁止期間(選挙管理委員会)
- 不在者投票を行うことができる施設の異動(選挙管理委員会)
- 監査結果の公表(監査第二課)
- 措置通知の公表(監査第二課)

○ 財政的援助団体等の監査結果の報告（監査第一課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（交通総務課）

一 趣旨

道路交通法の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習手数料額を定めるための改正

二 内容

別表第七号の表第十四号ヨ中「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

三 施行期日

令和五年七月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十四号）（交通規制課）

一 趣旨

信号機の基準について歩行者用青信号に従って通行する対象に特定小型原動機付自転車を追加することに伴う基準の改定をするための改正

二 内容

第二条第二号中「自転車」を「特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和三十一年法律第百五号）第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び自転車」に改める。

三 施行期日

令和五年七月一日

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十三号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七号の表第十四号ヨ中「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

附 則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。

条 例

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十四号

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「自転車」を「特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び自転車」に改める。

附 則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第6号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「自転車運転者講習」を「特定小型原動機付自転車運転者講習等」に改める。

第2条の2第1項の表(2)の項中「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」を「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」に、「「自転車通行止め」を「「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」に、「自転車専用」を「特定小型原動機付自転車・自転車専用」に、「自転車及び歩行者等専用」を「普通自転車等及び歩行者等専用」に改める。

第9条第1項第2号の表原動機付自転車の項故障車等の種類の欄中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条第2項第2号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第18条第1項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

「第7章の2 自転車運転者講習」を「第7章の2 特定小型原動機付自転車運転者講習等」に改める。

第28条中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第108条の2第1項第15号に掲げる講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）を受けようとする者は、別記様式第29の2の納付書を交通総務課長を經由して公安委員会に提出しなければならない。

第28条の2第2項中「前項」を「前2項」に改め、「規定により」の次に「特定小型原動機付自転車運転者講習又は自転車運転者講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習等」という。）に係る」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項中「前条」を「前条第2項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

公安委員会は、前条第1項の納付に基づき特定小型原動機付自転車運転者講習を行った場合は、受講者に別記様式第30の2の終了証書を交付するものとする。

別記様式第29の次に次の1様式を加える。

特定小型原動機付自転車運転者講習手数料納付書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

納付者 住 所

氏 名

年 月 日生

道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料を納付します。

講 習 手 数 料			
		(埼玉県収入証紙貼付け欄)	
備 考			

別記様式第30中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同様の次に次の1様式を加える。

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であるこ
とを証明する。

年 月 日

埼玉県公安委員会

印

別記様式第31中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改める。

別記様式第31の2を次のように改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則第28条の2第1項の規定により交付されている別記様式第31の終了証書は、この規則による改正後の埼玉県道路交通法施行細則第28条の2第2項の規定により交付された別記様式第31の終了証書とみなす。

告 示

埼玉県告示第七百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 契約の相手方の氏名及び住所

福島 清徳

埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎五丁目三十八番五号

二 契約の期間の始期

令和五年四月一日

三 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

四 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、契約で定めるところにより概算払とすることができる。

告 示

埼玉県告示第七百四十三号

令和五年埼玉県告示第四百七十三号（指定納付受託者の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

第一号の表指定期間の欄中「令和六年三月三十一日」を「令和五年六月三十日」に改める。

告 示

埼玉県告示第七百四十四号

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十六条の規定により、令和四年度の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業 管理者	272	0	272	27	59	183	3	272	0
下水道事業 管理者	21	0	21	10	5	0	5	20	1
地方独立 行政法人	県立 大学	16	0	16	16	0	0	16	0
	県立 病院 機構	16	0	16	0	16	0	16	0
合計	4,818	3,330	8,148	782	6,100	713	103	7,698	450

注1 当該年度における申出の件数は、0件である。

注2 「請求」とは埼玉県情報公開条例第7条に規定するものからの請求をいい、「申出」とは同条例第21条第1項に規定するものからの申出をいう。

注3 件数は、公文書の件数である。

告 示

埼玉県告示第七百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名 称	開 設 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団主仰会 グレース家庭医療クリニック	医療法人社団主仰会	春日部市大倉六一〇―一〇	令和五年五月一日
医療法人社団真誠の樹わかば診療所	医療法人社団真誠の樹	春日部市小淵一五九三―一	令和五年五月一日
医療法人社団健森会 元気クリニック 久喜	医療法人社団健森会	久喜市久喜中央二―三―二七	令和五年六月一日
医療法人社団昌美会上尾ハートクリニック	医療法人社団昌美会	上尾市春日一―四―二二	令和五年四月十七日
磯貝医院	磯貝 修	朝霞市三原三―二―五	令和五年四月一日
かまた内科クリニック	医療法人社団かまた内科クリニック	志木市本町四―一―一五 第二高橋ビル二階	令和五年五月一日

かわべ内科	田中泌尿器科	はたなか赤ちゃん こどもクリニック	さくらライフ所沢 クリニック	所沢整形外科ペイ ンクリニック	上新井さとうクリ ニック	社会医療法人社団 埼玉巨樹の会所沢 明生病院	所沢胃腸科・内 科・外科	つるせ整形外科	さいたま胃腸内視 鏡と肝臓のクリニ ック和光市駅前院
医療法人晃山会	田中 雅彦	畠中 大輔	佐々木 一元	湯舟 晋也	医療法人春優会	社会医療法人社 団埼玉巨樹の会	加納 良彦	友会 一般社団法人勝	E F 一般社団法人B
○ 深谷市上柴町東四一三一一	深谷市東方町二一一五―六	狭山市富士見一―一四―六速 玉テラス二階	所沢市東町七―六プレリュ ード一階	所沢市東町一二―七SHIM AMURA・BLD二F	所沢市上新井一―二六―一	所沢市山口五〇九五	所沢市東町一二―七SHIM AMURA・BLD一階	入間郡三芳町藤久保二〇一― 一一	M・Nビル三階・四階 和光市丸山台一―一〇―二〇
六日 令和五年四月	一日 令和五年六月	十六日 令和五年五月	一日 令和五年六月	八日 令和五年五月	一日 令和五年五月	一日 令和五年四月	一日 令和五年五月	一日 令和五年五月	一日 令和五年五月

北本中央クリニッ ク	医療法人北寿会	北本市本町六―二―七	令和五年五月 一日
シンポ歯科クリニ ック	医療法人仁雄会	鴻巣市東一―一―一第一アサ ミビル三F	令和五年六月 一日
鴻巣フアミリー歯 科	木村 翼	鴻巣市東四―一―八	令和五年七月 一日
和光市駅T a Cフ アミリー歯科	大槻 里実	和光市丸山台一―九―三イト ーヨーカドー和光店三F	令和五年五月 一日
新狭山歯科	医療法人一茶会	狭山市新狭山三―二―一	令和五年六月 一日
鶴瀬駅前歯科・矯 正歯科	医療法人社団一 心	富士見市鶴瀬東一―七―三八 初音家ビル一階	令和五年五月 一日
医療法人社団博翔 和会ラファイネデン タルクリニック	医療法人社団博 翔和会	桶川市寿一―一―一七	令和五年四月 一日
春日部クローバ薬 局	株式会社エスシ ーグループ	春日部市谷原新田二―二―四― 一	令和五年四月 三日
芙蓉堂薬局久喜青 毛店	有限会社芙蓉堂 薬局	久喜市青毛四―五―七	令和五年六月 一日
セキ薬局蔵西店	株式会社セキ薬 品	蔵市錦町六―二―四八	令和五年六月 一日

薬局ティード北鴻 巢店	株式会社フイー ルドフアーマシ	鴻巣市八幡田五三二一	令和五年四月 一日
あすか薬局小手指 2丁目店	大洋薬品株式会 社	所沢市小手指町二一七―三	令和五年六月 一日
大河堂薬局	株式会社フイー ルドフアーマシ	比企郡小川町青山一四七一	令和五年四月 一日
えびす堂薬局	株式会社フイー ルドフアーマシ	比企郡小川町大塚九六―三	令和五年四月 一日
あすなる薬局東台 店	株式会社フイー ルドフアーマシ	本庄市東台四―八―二七	令和五年四月 一日
あすなる薬局けや 木南店	株式会社フイー ルドフアーマシ	本庄市けや木一―八―三	令和五年四月 一日
あすなる薬局けや 木店	株式会社フイー ルドフアーマシ	本庄市けや木一―五―三	令和五年四月 一日
ぽんだ薬局	株式会社フイー ルドフアーマシ	深谷市小前田二五三三―三	令和五年四月 一日
ウエルシア薬局新 座野火止店	ウエルシア薬局 株式会社	新座市野火止六一―一六―一三	令和五年三月 一日
センター薬局桶川 店	株式会社フアー ロング	桶川市下日出谷西三―三―四	令和五年五月 一日

ポプラ薬局	株式会社アー ク・リンケージ	蓮田市本町二―一三	令和五年五月 一日
アスカ訪問看護ス テーション	株式会社アサ ヒ・スタッフサ ービス	三郷市戸ヶ崎一―二二四―二	令和五年四月 一日
ノイエ訪問看護ス テーション	株式会社MC	三郷市彦川戸一―二四―一	令和五年四月 一日
彩のあげお訪問看 護ステーション	合同会社SAI	上尾市原市中三―六―二八	令和五年五月 一日
訪問看護ステーション あやめ北鴻巣	株式会社フアー ストナース	鴻巣市箕田五六三―二オリエ ントハイツA一〇五号室	令和五年五月 一日
訪問看護ステーション はな草加	株式会社OZビ ルメンテナンス ビル二F	草加市高砂二―三―一〇半藤	令和五年五月 一日
ソフィアメデイ訪 問看護ステーション 朝霞	ソフィアメデイ 株式会社	朝霞市本町二―一―一五グロ ーウイング三〇一号室	令和五年五月 一日
医療法人社団草芳 会三芳野病院 訪 問看護ステーション	医療法人社団草 芳会	入間郡三芳町北永井八九〇― 六	令和三年四月 一日
ロイヤル所沢訪問 看護ステーション	株式会社社会福 祉総合研究所	所沢市下安松九四二―一	令和五年六月 一日
訪問看護ステーション あやめ富士見	株式会社フアー ストナース	富士見市西みずほ台三―一― 一〇シャルルみずほ四〇三 号室	令和五年五月 一日

森 亮輔	長田 国男	染谷 雅人	茂木 綾	氏 名	住所	
				名 称	施 術 所	所在地
訪問鍼灸マッ サージKEIRO W竹ノ塚ステ ーション	ほつとする・お さだ指圧治療院	染谷 雅人	接骨院・整体院 六―一―一〇八			
東京都足立区竹の塚四 ―九―三パークサイドハ イム二〇三号	坂戸市栄三四―七	三郷市茂田井七六三― 四	所沢市小手指町一―二			
令和五年五月 三十一日	令和五年五月 一日	令和五年六月 一日	令和五年五月 二十日	指 定 年 月 日		

二 指定施術機関

医修館訪問看護ス テーション	訪問看護ステーシ ョン睦	リゾ・ライフ訪問 看護ステーション	株式会社西芝	株式会社西芝	株式会社西芝	株式会社西芝
株式会社西芝	り 合同会社ひまわ	ウイステリア株 式会社	加須市砂原二八七―一	加須市睦町一―六―一六	鶴ヶ島市上広谷三八二―一ア クシスソメイ二〇二	令和五年四月 一日
鶴ヶ島市上広谷三八二―一ア クシスソメイ二〇二	加須市睦町一―六―一六	加須市砂原二八七―一	加須市砂原二八七―一	加須市睦町一―六―一六	鶴ヶ島市上広谷三八二―一ア クシスソメイ二〇二	令和五年四月 一日
令和五年六月 一日	令和五年四月 一日	令和四年十二 月一日				

荒井 智佳	坂田 安弘	篠崎 洵	富田 有紀
治療院大宮 ハートフル鍼灸	マッサージ ビルド多摩	KEIROW宮 原ステーション	訪問鍼灸マッサ ージKEIRO W竹ノ塚ステ ーション
さいたま市北区宮原町 三―二―四―二―一〇 一号室	東京都東村山市美住町 一―一九―一―八〇五	さいたま市北区日進町 三―四―九―二―四共立ハ イム一〇一	東京都足立区竹の塚四 ―九―三パークサイド ハイム二〇三号
令和五年五月 十一日	令和五年六月 一日	令和五年五月 一日	令和五年五月 三十一日

告示

埼玉県告示第七百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
コンフォート春日部クリニック	名称	春日部クリニック	コンフォート春日部クリニック

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所所在地	名称		
早川 洋介	さいたま市北区宮原町四―九二―一七	北彩ケアマッサージ	さいたま市大宮区大成町三―三三九―二光ビル	ひかり訪問鍼灸・マッサージ
細淵 大貴	さいたま市見沼区東大宮四―二六―三四―一一	アメニティサービス	さいたま市見沼区東大宮四―二六―三四―一一	ホワイト治療院

松村 哲也				金井 貴紘		佐々木 努		稲垣 国治	氏 名
施術所				施術所		施術所		施術所	変更事項
所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	
(追加)	(追加)	熊谷市村岡三〇〇 ―五―一〇二一	KEiROW熊谷 中央ステーション	東京都荒川区西日 暮里三―六―九	ひらいはりきゆう整 骨院西日暮里院	狭山市南入曾二六 四―一〇三	きらり訪問マッサー ジ	川口市栄町一―一 〇―一〇―六〇五	変 更 前
久喜市久喜中央二 ―四―二六コバヤシ ハウス二〇三	訪問鍼灸マッサー ジKEiROW久 喜ステーション	加須市久下二―五 ―九スカイハイツB 棟一〇三	訪問鍼灸マッサー ジKEiROW加 須中央ステーション	さいたま市浦和区東 仲町一七―一ソレイ ユ浦和II	ひらいはりきゆう接 骨院浦和院	東京都東村山市美 住町一―一九―一 ―八〇五	マッサージ リビル ド多摩	川口市西青木二― 一七―一五―三〇 八	変 更 後

告示

埼玉県告示第七百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
グレース家庭医療クリニック	春日部市大倉六一〇―一〇	令和五年四月三十日
わかば内科医院	春日部市小淵一五九三	令和五年四月三十日
河野整形外科	蕨市塚越一―六―一四第一商事ビル二階	令和五年四月三十日
医療法人上尾整形外科	上尾市今泉四―二―一六	令和五年四月三十日
磯貝医院	朝霞市三原三―二―五	令和五年三月三十一日
かまた内科クリニック	志木市本町四―一―一五第二高橋ビル二F	令和五年四月三十日
つるせ整形外科	入間郡三芳町藤久保二〇―一―一	令和五年四月三十日

歯科	鶴瀬駅前歯科・矯正	黒野歯科	医療法人産婦人科 木村医院	医療法人北寿会北本 中央クリニック	耳鼻咽喉科岡田医院	かわべ内科	医療法人社団白報会 入曽整形外科内科	所沢整形外科ペイン クリニック	上新井さとうクリニ ック	一般社団法人巨樹の 会所沢明生病院
ル一階	富士見市鶴瀬東一―七―三八初音家ビ	草加市瀬崎一―一―五	幸手市東二―四〇―一〇	北本市本町六―二三二	北本市中央三―七一―五	深谷市上柴町東四―一三―一〇	狭山市南入曽四六二―二	所沢市くすのき台二―五―一サンウイ ンズビルーF	所沢市上新井一―二六―一	所沢市大字山口五〇九五
日	令和五年四月三十	令和五年五月一日	令和五年一月十一 日	令和五年四月三十 日	平成三十年四月一 日	令和五年四月五日	令和五年四月三十 日	令和五年四月二十 八日	令和五年四月三十 日	令和五年三月三十 一日

はなさき薬局	有限会社コトブキ薬局	シーデイ薬局	クローバー薬局	ぼんだ薬局
加須市花崎北一―一六―一三	所沢市小手指町一―三八―一〇 オー デイスビルーF	草加市谷塚上町五七五―六	上尾市今泉四―八―一八 オフィスプラザ ザ吉沢一〇―一 号	深谷市小前田二五三三―三
令和五年四月二十七日	令和五年二月二十八日	令和五年三月三日	令和五年四月三十日	令和五年三月三十一日

告示

埼玉県告示第七百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
ニチイケアセンター狭山	事業所所在地	東京都千代田区神田駿河台二―九	東京都千代田区神田駿河台四―六	訪問介護
ニチイケアセンター飯能	事業所所在地	東京都千代田区神田駿河台二―九	東京都千代田区神田駿河台四―六	訪問介護
ニチイケアセンター北秋津	事業所所在地	東京都千代田区神田駿河台二―九	東京都千代田区神田駿河台四―六	訪問介護
アイン薬局春日部西口店	事業所所在地	東京都渋谷区代々木二―一五	さいたま市大宮区桜木町一―七―五	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
アイン薬局久喜本町店	事業所所在地	東京都渋谷区代々木二―一五	さいたま市大宮区桜木町一―七―五	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
アイン薬局久喜南店	事業所所在地	東京都渋谷区代々木二―一五	さいたま市大宮区桜木町一―七―五	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
アイン薬局久喜店	事業所所在地	東京都渋谷区代々木二―一五	さいたま市大宮区桜木町一―七―五	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

店 アイン薬局旭ヶ丘	沼店 アイン薬局坂戸小	店 アイン薬局北本	座 はなまる薬局新
在事業 地業者所	在事業 地業者所	在事業 地業者所	在事業 地業者所
代東京 五々都 木二渋谷 一區	代東京 五々都 木二渋谷 一區	代東京 五々都 木二渋谷 一區	代東京 五々都 木二渋谷 一區
一宮さ 七区いた 五桜たま 町市大	一宮さ 七区いた 五桜たま 町市大	一宮さ 七区いた 五桜たま 町市大	一宮さ 七区いた 五桜たま 町市大
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導

告示

埼玉県告示第七百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり再開の届出があった。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	再開年月日
居宅介護支援事業所 ところの苑	所沢市久米一五三八―二	居宅介護支援	令和二年四月一日

告示

埼玉県告示第七百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
薬局ティード北鴻 巢店	鴻巣市八幡田五 三二一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和五年三月三十 一日
大河堂薬局	比企郡小川町青 山一四七一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和五年三月三十 一日
ニチイケアセンタ ー狭山ヶ丘	所沢市狭山ヶ丘 一〇一 四七レアル一〇	居宅介護支援	令和二年七月三十 一日
ニチイケアセンタ ー北秋津	所沢市北秋津七 七八一 ビル一F	居宅介護支援	令和二年七月三十 一日
ニチイケアセンタ ー飯能	飯能市柳町二三 ボア一階	居宅介護支援	令和二年七月三十 一日
ニチイケアセンタ ー狭山	狭山市富士見一 沢ビル一階	居宅介護支援	令和二年七月三十 一日

告 示

埼玉県告示第七百五十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

清水 洋明	杉浦 彩	相馬 亮子	堀 大治郎	杉藪 康憲	金澤 貴仁	野村 英介	医師の氏名
視覚障害	視覚障害	視覚障害	心臓機能障害	心臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由	指定障害区分
眼科	眼科	眼科	心臓血管外科	内科	整形外科	整形外科	診療科名
医療法人清水眼科医院	杉浦眼科	秀和総合病院	尾中央総合病院 医療法人社団愛友会上	ムス三芳総合病院 医療法人社団明芳会イ	うのす共生病院 医療法人社団鴻愛会こ	上福岡総合病院	医療機関の名称
大里郡寄居町大字寄居 千五十七―三	春日部市中央一―五十 ―六	春日部市谷原新田千二 百	上尾市柏座一―十一	入間郡三芳町藤久保九 百七十四―三	鴻巣市上谷二千七十三 ―一	ふじみ野市福岡九百三 十一	医療機関の所在地
令和五年六月十九日	令和五年六月十九日	令和五年六月十九日	令和五年四月一日	令和五年四月一日	令和五年四月一日	令和五年四月一日	指定年月日

中谷 博之	長寄 寿矢	須山 太助	白部 多可史	伊藤 その	西田 和広
ぼうこう又は直腸機 能障害	ぼうこう又は直腸機 能障害	ぼうこう又は直腸機 能障害	ぼうこう又は直腸機 能障害	ぼうこう又は直腸機 能障害	ぼうこう又は直腸機 能障害
内科	消化器外科・大腸外科	泌尿器科	外科	外科	消化器外科
医療法人社団朋百会 戸田本町クリニック	埼玉県立がんセンター	医療法人社団明芳会 イムス三芳総合病院	社会医療法人東明会 原田病院	草加市立病院	社会医療法人ジャパニメ ディカルアライアンス東 埼玉総合病院
六 戸田市本町三―九―十	百八十 北足立郡伊奈町小室七	百七十四―三 入間郡三芳町藤久保九	三 入間市豊岡一―十三―	―一 草加市草加二―二十一	五 幸手市吉野五百十七―
令和五年六月十九日	令和五年六月十九日	令和五年六月十九日	令和五年六月十九日	令和五年六月十九日	令和五年六月十九日

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

片山 直樹	田中 晴城	山川 貴史	森 優	池内 梨絵	庄司 拓平	医師の氏名
肢体不自由	心臓機能障害	じん臓機能障害	視覚障害	視覚障害	視覚障害	指定障害区分
くわのみ本郷クリニク	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	社会医療法人至仁会 圏央所沢病院	医療法人社団武蔵野会 T M G あさか医療センター	北里大学メディカルセンター	埼玉医科大学病院	医療機関の名称
一 所沢市本郷二百六十八	上尾市柏座一―十一十	所沢市東狭山ヶ丘四―二千六百九十二―一	一 朝霞市溝沼千三百四十一	北本市荒井六―百	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	医療機関の所在地
令和五年三月三十一日	令和五年二月七日	令和五年二月六日	令和五年一月一日	令和四年九月三十日	令和四年五月九日	辞退年月日

小岩 政仁	笠井 博	小久保 亜早子	中島 正臣	西本 紘嗣郎	牧田 茂
肢体不自由	視覚障害	肢体不自由	聴覚障害、平衡機能障 害、音声・言語機能障 害、そしやく機能障害	ぼうこう又は直腸機能 障害	肢体不自由、心臓機能 障害
秀和総合病院	笠井眼科医院	蕨市立病院	耳鼻咽喉科中島医院	埼玉医科大学国際医療セン ター	埼玉医科大学国際医療セン ター
春日部市谷原新田千二百	草加市栄町三―二―十二	蕨市北町二―十二―十八	熊谷市玉井一―七十九	日高市山根千三百九十七―一	日高市山根千三百九十七―一
令和五年六月一日	令和五年五月三十一日	令和五年四月三十日	令和五年四月一日	令和五年三月三十一日	令和五年三月三十一日

告示

埼玉県告示第七百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コーナンPRO富士見針ヶ谷店

埼玉県富士見市大字針ヶ谷四百六十一―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通問題

ア 工事中においては、工事関係車両が新座市内を通行することが予想されますので、児童及び生徒の登下校時には、交通事故等が生じないように万全を期してください。

イ 当該店舗営業開始後も、店舗従業員、荷さばき車両及び利用者等が新座市内を通行すること、並びに児童及び生徒が店舗を利用することが想定されるため、自動車駐車場及び自転車等駐車場の出入口等に適切な交通誘導員の配置や利用者に注意喚起等を実施して、交通事故等が生じないように万全を期してください。

二 縦覧期間

令和五年六月三十日から令和五年七月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第七百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コーナンPRO富士見針ヶ谷店

埼玉県富士見市大字針ヶ谷四百六十一―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

来店者への来退店経路の周知の徹底をお願いしたい。

二 縦覧期間

令和五年六月三十日から令和五年七月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第七百五十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県児玉郡神川町大字矢納字高牛五八六番、五八八番、五八九番一、五九三番、五九九番一、六〇一番一、六〇三番一、六〇四番二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高牛五八八番・五八九番一・五九三番・六〇四番二（以上四筆について

次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第七百五十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県飯能市大字下名栗字小沢坂一四二三番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小沢坂一四二三番一（次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第七百五十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―三八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字上岩瀬字中妻六百八十八番一外十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五千百十九立方メートル

告 示

埼玉県告示第七百五十八号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―十二―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字下新郷字藤兵衛千九百六十五番一外二十筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 八百二十・六立方メートル

告 示

埼玉県告示第七百五十九号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―二八―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

児玉郡美里町大字南十条字流作場一番四外五筆、字庚申塚三十九番五外三筆、字川原田七十六番二外八筆、字渕ノ上五百五十番一、五百五十番四、字柳原五百五十五番一外三筆、字稻荷下六百三十二番二、六百三十二番二先道路、字上川原六百三十四番一外十筆、字大縄畑六百三十六番二外四筆、字北根八百五十九番外四筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 三千十二・四立方メートル

告 示

埼玉県告示第七百六十号

令和五年六月二日付け埼玉県告示第六百六十三号で告示した蓮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百六十一号

令和五年六月二日付け埼玉県告示第六百六十四号で告示した加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百六十二号

令和五年六月二日付け埼玉県告示第六百六十五号で告示した深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百六十三号

令和五年六月二日付け埼玉県告示第六百六十六号で告示した本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百六十四号

令和五年六月二日付け埼玉県告示第六百六十七号で告示した寄居都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第七百六十五号

令和五年六月二日付け埼玉県告示第六百六十八号で告示した児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第七百六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

大宮公園清掃・警備業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年10月1日（日）から令和8年9月30日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

大宮公園

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 令和5年6月30日以前の過去5年間に於いて、国又は地方公共団体が所有し、又は管理する施設の日常清掃業務（延床面積10,000㎡以上）及び警備業務（人間警備業務）を受託し、それぞれ1年以上誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-0803 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目 埼玉県大宮公園事務所
総務管理担当 小林、東 電話048-641-6391（代表）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年8月30日（水）午前9時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年8月29日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年8月30日（水）午前9時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県大宮公園事務所 令和5年8月30日（水）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年8月7日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年7月5日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Cleaning and security services for Omiya Park

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system or in person: 9:00 a.m., August 30, 2023

By registered mail: 5:00 p.m., August 29, 2023

(3) Contact Information:

Omiya Park Office, Department of City Development, Saitama Prefectural Government.

Takahana-cho 4, Omiya-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0803

Ph. 048-641-6391

告 示

埼玉県告示第七百六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校ペーパーレス支援ソフト導入業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 国、都道府県から本件業務と種類及び規模が同等以上の業務を過去に請け負い、誠実に履行した実績のある者（契約の履行中である者を含む。）であること。

(6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課働き方改革・組織マネジメント担当 藤田 電話048-830-6712（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年8月4日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年8月3日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年8月4日（金）午前10時30分まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課 令和5年8月4日（金）午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年7月14日(金)午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年7月6日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Introduction of Paperless Software Tool for Saitama Prefectural Schools

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:30am August 4, 2023

By registered mail: 5:00pm August 3, 2023

In person: 10:30am August 4, 2023

(3) Contact Information:

Prefectural Schools Management and Personnel Division

Prefectural Schools Department, Education Bureau

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Phone: 048-830-6712

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 高

巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷川口線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>川口市大字新井宿字下老斗蒔 五四番二地先から 同市桜町五丁目 一七七番九地先まで</p>		区 間
<p>一二・五五 一六・六一</p>	<p>九・六五 一四・四六</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>五二・九〇</p>		延 長 (メートル)
		備 考 交通安全対策事業による。

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま鳩ヶ谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>川口市桜町六丁目 一八二一番一地先から 同市鳩ヶ谷本町三丁目 一六五七番二五地先まで</p>		区 間
<p>一三・七一 一五・二二</p>	<p>七・九〇 一二・一九</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二九四・五六</p>		延 長 (メートル)
<p>交通安全対策事業による。</p>		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 ときがわ坂戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
一六番一地先まで	比企郡ときがわ町大字玉川字 一市一五一六番一地先から 同郡同町大字玉川字一市一五	区 間
七・六〇〇八・一四	七・二三〇七・六一	敷地の幅員 (メートル)
	一〇・二九	延長 (メートル)
	ときがわ町道一―一号线 隅切り拡幅工事による。	備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

<p>路 線 名</p>	<p>ときがわ坂戸線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡ときがわ町大字玉川字一市 一五一六番一地先から 同郡同町大字玉川字一市一五一六 番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年六月三十日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和五年六月三十日付け 埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第二十三号で 告示した道路予定区域の供 用開始である。延長一〇・ 二九メートル</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年六月三十日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 ときがわ坂戸線

比企郡ときがわ町大字玉川字一市一五一六番一地先か

ら同郡同町大字玉川字一市一五一六番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年七月一日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大野東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>一六番一地先まで</p>	<p>比企郡ときがわ町大字玉川字 一市一五一六番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・六〇〇八・一四</p>	<p>七・二三〇七・六一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一〇・二九</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>ときがわ町道一―一号线 隅切り拡幅工事による。</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

<p>路 線 名</p>	<p>本庄寄居線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>本庄市北堀字野林七九九番一地先から同市北堀字北裏六六五番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年六月三十日（午後五時）</p>
<p>備考</p>	<p>令和元年九月十三日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二二八・三一メートル</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

<p>騎西鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字埼玉字片原通三五三一番一 地 先から 同市大字埼玉字下屋敷通四六五四番一 地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年六月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年十二月七日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始であ る。延長四七八・三〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

<p>行田蓮田線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字埼玉字百塚通四九五九番一地 先から 同市大字埼玉字百塚通四八六二番一地先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年六月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年十二月二十七日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長三五・八〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西関宿栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>幸手市大字惣新田字菱沼六三七〇番 二地先から同市大字西関宿字向河岸 二八〇番四地先まで</p>		区 間
<p>八・七五〇 一〇・九九</p>	<p>七・二九〇 一一・〇四</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>五八四・七〇</p>		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

西関宿栗橋線	路線名
幸手市大字惣新田字菱沼六三七〇番二地先から同市大字西関宿字向河岸二八〇番四地先まで	供用開始の区間
令和五年六月三十日	供用開始の期日
令和五年六月三十日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 五八四・七〇メートル	備考

告 示

埼玉県選管告示第四十五号

埼玉県知事選挙が行われることとなったため、令和五年七月一日から埼玉県知事選挙の期日までの間、埼玉県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和五年六月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

告示

埼玉県選管告示第四十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり所在地の異動の届出があった。

令和五年六月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

旧	新	施設の開設主体及び名称	所在地
	医療法人啓仁会 介護老人保健施設	所沢ロイヤルの丘	埼玉県所沢市北野三丁目一番地 十六
			埼玉県所沢市大字北野二千八百 五十一番地一

告 示

埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和五年六月三十日

埼玉県監査委員	小山 彰
埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	武 内 政 文
埼玉県監査委員	岡 地 優

令和4年度第4回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和3年度、令和4年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

地域機関 111 機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和5年1月10日～令和5年3月3日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 1件（1機関）

番号	部局	機関	概要
1	警察本部	東松山警察署	令和3年10月に締結した東松山駅前交番ほか防犯カメラ及び周辺機器設置工事について、落札額と異なった金額で契約書を作成し、さらに、履行後に契約業者の請求に基づき落札額を支払い契約書の金額誤りに気が付かないまま事務手続を完了させていたことは不適切であった。

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	南部地域振興センター、利根地域振興センター
総務部	上尾県税事務所
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	西部環境管理事務所
福祉部	西部福祉事務所、中央児童相談所、川越児童相談所、草加児童相談所、埼玉学園
保健医療部	鴻巣保健所、東松山保健所、坂戸保健所、幸手保健所
産業労働部	産業技術総合センター、中央高等技術専門校、川口高等技術専門校
農林部	農業技術研究センター、病虫害防除所、中央家畜保健衛生所、秩父高原牧場、花と緑の振興センター
教育委員会	さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、伊奈学園中学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橋高等学校、上尾南高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、浦和北高等学校、浦和商业高等学校、浦和東高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、小川高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、越生高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越女子高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、鴻巣女子高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、幸手桜高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、戸田翔陽高等学校、南稜高等学校、鳩ヶ谷高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、吹上秋桜高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、三郷高等学校、三郷工業技術高等学校、八潮高等学校、与野高等学校、和光高等学校、蕨高等学校、上尾特別支援学校、上尾特別支援学校上尾南分校、上尾かしの木特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、川口特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、特別支援学校さいたま桜高等学園、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、戸田かけはし高等特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、東松山特別支援学校嵐山学園分校、三郷特別支援学校、毛呂山特別支援学校
警察本部	浦和東警察署、浦和西警察署、大宮西警察署、蕨警察署、川口警察署、武南警察署、草加警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、東入間警察署、西入間警察署、東松山警察署、小川警察署、羽生警察署、幸手警察署

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和五年六月三十日

埼玉県監査委員	小山 彰
埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	武 内 政 文
埼玉県監査委員	岡 地 優

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
農林部	農業大学校	令和5年3月3日 (第392号)	パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できないものが複数台認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>再発防止のため、次の取組により備品管理の徹底を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の人事異動を踏まえ、年度当初の職員会議において備品管理に関する研修会を実施したほか、職員室内に備品管理の留意点を掲示するとともに、毎月実施する朝礼の場で継続的に周知するなど、全職員が備品管理の重要性を常に意識するよう取り組んでいる。 2 年度当初に使用責任者名を記入した備品一覧リストを転入した職員を含めた全職員に配布することにより、使用責任者であることを強く認識させ責任を持つよう促した。 3 備品の照合及び点検を確実に実施するため、使用責任者が視覚的に備品の形状を把握できるよう、物品管理システムの登録情報に当該備品の写真を追加した。

告 示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和五年六月三十日

埼玉県監査委員	小山 彰
埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	武 内 政 文
埼玉県監査委員	岡 地 優

令和4年度財政的援助団体等監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第7項及び埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

1 監査等の種類

財政的援助団体等監査（基準第3条第1項第4号）

2 監査の対象

(1) 対象事務

令和3年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 対象団体

- ア 出資団体 14団体
- イ 指定管理者 13団体20施設
- ウ 補助金等交付団体 18団体

(3) 実施期間

令和4年8月29日～令和5年3月9日

3 監査の着眼点

(1) 出資団体については、事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、契約事務や会計経理、財産管理等が適切に行われているかを主眼と

し、費用対効果をはじめとする経営的な観点にも留意する。

(2) 指定管理者については、公の施設の管理が、管理に当たっての協定や条件として定められた基準などに従って適切に行われているか、契約事務や

会計経理、財産管理等が適切に行われているかなどを主眼とする。

(3) 補助金等交付団体については、県が財政的援助を行っている事業が、補助等の目的に沿って有効かつ効率的に執行されているか、補助事業等に係

る契約事務や会計経理、財産管理等が適切に行われているかなどを主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査の結果

(1) 出資団体

監査対象団体	埼玉新都市交通株式会社
所管部局	企画財政部
監査実施日	職員調査 令和4年 8月29日 委員監査 令和4年10月17日
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 700,000,000円 ・ 団体の基本財産等 2,000,000,000円 ・ 県の出資割合 35.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人いきいき埼玉		
所管部局	県民生活部		
監査実施日	職員調査 令和4年11月2日 委員監査 令和5年1月19日（書面）		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	50,000,000円	
	・団体の基本財産等	82,000,000円	
	・県の出資割合		61.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団		
所管部局	県民生活部		
監査実施日	職員調査 令和4年10月27日 委員監査 令和4年12月15日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	100,000,000円	
	・団体の基本財産等	100,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会		
所管部局	環境部		
監査実施日	職員調査 令和5年3月9日 委員監査 令和5年3月29日（書面）		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	5,000,000円	
	・団体の基本財産等	13,000,000円	
	・県の出資割合		38.5%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団		
所管部局	福祉部		
監査実施日	職員調査 令和4年9月22日 委員監査 令和4年11月7日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	10,000,000円	
	・団体の基本財産等	10,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	地方独立行政法人埼玉県立病院機構（本部、埼玉県立がんセンター、埼玉県立精神医療センター）
所管部局	保健医療部
監査実施日	職員調査 令和4年 9月27日、10月14日 委員監査 令和4年12月 2日、12月15日
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・県の出資 17,789,630,288円 ・団体の基本財産等 17,789,630,288円 ・県の出資割合 100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター
所管部局	保健医療部
監査実施日	職員調査 令和4年11月 9日 委員監査 令和5年 2月 2日（書面）
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・県の出資 4,000,000円 ・団体の基本財産等 10,018,000円 ・県の出資割合 39.9%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県産業文化センター
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 令和4年10月18日 委員監査 令和4年12月28日（書面）
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・県の出資 50,000,000円 ・団体の基本財産等 150,000,000円 ・県の出資割合 33.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	一般財団法人埼玉伝統工芸協会
所管部局	都産業労働部
監査実施日	職員調査 令和4年12月16日 委員監査 令和5年 3月23日（書面）
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・県の出資 1,000,000円 ・団体の基本財産 3,000,000円 ・県の出資割合 33.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉県土地開発公社		
所管部局	県土整備部		
監査実施日	職員調査 令和4年11月29日 委員監査 令和4年12月15日（書面）		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	100,000,000円	
	・団体の基本財産等	100,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	職員調査 令和4年9月20日 委員監査 令和4年11月21日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	48,900,000円	
	・団体の基本財産等	97,800,000円	
	・県の出資割合		50.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	株式会社さいたまリバーフロンティア		
所管部局	企業局		
監査実施日	職員調査 令和4年11月11日 委員監査 令和4年12月19日（書面）		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	58,000,000円	
	・団体の基本財産等	130,000,000円	
	・県の出資割合		44.6%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団		
所管部局	教育局		
監査実施日	職員調査 令和4年9月12日 委員監査 令和4年10月25日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	10,000,000円	
	・団体の基本財産等	10,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター
所管部局	警察本部
監査実施日	職員調査 令和4年10月4日 委員監査 令和4年11月21日
財政的援助等の内容	出資金 ・県の出資 779,587,000円 ・団体の基本財産等 1,028,166,987円 ・県の出資割合 75.8%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

(2) 指定管理者

監査対象団体	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 令和4年10月27日 委員監査 令和4年12月15日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 彩の国さいたま芸術劇場 854,169,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	丹青社・サイオー共同事業体
所管部局	危機管理部
監査実施日	職員調査 令和4年10月20日 委員監査 令和5年3月8日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 防災学習センター 80,134,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県生態系保護協会
所管部局	環境部
監査実施日	職員調査 令和4年9月8日 委員監査 令和4年11月14日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 自然学習センター・北本自然観察公園 65,211,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社自然教育研究センター	
所管部局	環境部	
監査実施日	職員調査 令和4年12月8日 委員監査 令和5年1月30日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 さいたま緑の森博物館	25,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社秩父開発機構	
所管部局	環境部	
監査実施日	職員調査 令和4年10月24日 委員監査 令和4年11月28日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 長瀨射撃場	13,909,667円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 令和4年9月22日 委員監査 令和4年11月7日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 嵐山郷	525,296,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 令和4年11月17日 委員監査 令和5年1月13日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 そうか光生園障害者歯科診療所	53,302,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社コンベンションリンクージ	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 令和5年1月16日 委員監査 令和5年3月28日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 東部地域振興ふれあい拠点施設	115,754,187円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	NeCST	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 令和4年12月13日 委員監査 令和5年3月20日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 西部地域振興ふれあい拠点施設	100,091,340円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益社団法人埼玉県農林公社	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査 令和4年9月16日 委員監査 令和4年10月25日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 種苗センター	137,175,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益社団法人埼玉県農林公社	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査 令和4年10月31日 委員監査 令和5年3月29日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 県民の森	17,968,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益社団法人埼玉県農林公社	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査 令和5年1月12日 委員監査 令和5年2月8日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 森林科学館	21,576,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和4年9月6日 委員監査 令和4年11月8日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 上尾運動公園	260,870,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	職員調査	令和5年	1月11日
	委員監査	令和5年	2月15日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料		
	秋ヶ瀬公園		85,996,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	職員調査	令和4年12月	1日
	委員監査	令和5年	1月26日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料		
	戸田公園		104,188,900円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	大宮第二公園及び第三公園マネジメントネットワーク		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	職員調査	令和4年10月	6日
	委員監査	令和4年12月	28日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料		
	大宮第二・第三公園		76,200,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	「さきたま彩花」道の会		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	職員調査	令和4年12月	6日
	委員監査	令和5年	1月10日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料		
	さきたま緑道・花の里緑道		20,769,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	狭山稲荷山公園パートナーズ		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	職員調査	令和5年	1月23日
	委員監査	令和5年	2月20日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料		
	狭山稲荷山公園		32,780,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

(3) 補助金等交付団体

監査対象団体	学校法人山村学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和5年 2月15日 委員監査 令和5年 3月23日(書面)	
財政的援助等の内容	(山村学園高等学校、山村国際高等学校) 1 私立学校(高等学校等)運営費補助金 704,438,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 198,883,100円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人小林学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和5年 2月 1日 委員監査 令和5年 2月17日(書面)	
財政的援助等の内容	(本庄東高等学校、本庄東高等学校附属中学校) 1 私立学校(高等学校等)運営費補助金 646,689,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 50,919,340円 (本庄青葉幼稚園) 1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 45,319,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 392,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人武南学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和5年 2月22日 委員監査 令和5年 3月16日(書面)	
財政的援助等の内容	(武南高等学校) 1 私立学校(高等学校等)運営費補助金 576,762,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 71,084,900円 3 学校保健特別対策事業費補助金 1,800,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人秀明学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和5年 2月17日 委員監査 令和5年 3月14日(書面)	
財政的援助等の内容	(秀明英光高等学校、秀明高等学校、秀明中学校) 1 私立学校(高等学校等)運営費補助金 497,539,000円 2 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 92,480,270円 3 私立高等学校等被災児童生徒授業料等減免事業補助金 100,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人ひまわり学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和5年 1月26日 委員監査 令和5年 2月17日（書面）
財政的援助等の内容	（ひまわり東幼稚園、ひまわり南幼稚園、ひまわり幼稚園、草加ひまわり幼稚園） 1 私立学校（幼稚園）運営費補助金 201,687,000円 2 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金（新型コロナウイルス感染症対策含む） 1,428,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人橘心学園
所管部局	総務部、保健医療部
監査実施日	職員調査 令和5年 2月 6日 委員監査 令和5年 3月 2日（書面）
財政的援助等の内容	（幸手看護専門学校） 1 私立学校（専修・各種学校）運営費補助金 8,916,000円 2 私立専門学校授業料等減免費補助金 7,583,500円 3 看護師等養成所運営費補助金 39,851,000円 4 学校保健特別対策事業費補助金 101,000円
監査の結果	【指摘事項】 令和3年度私立専門学校授業料等減免費補助金の事務において、補助金の対象である授業料等の減免の費用の支弁が年度経過後、10か月以上遅延したことは不適切であった。

監査対象団体	社会福祉法人清幸会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和5年 3月 7日 委員監査 令和5年 3月20日（書面）
財政的援助等の内容	（緑風苑、グリーンピア、行田グリーンホーム） 1 軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助金 70,938,111円 2 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 17,930,000円 3 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金 78,000円 4 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 1,150,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人和心会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和5年 3月 8日 委員監査 令和5年 3月16日 (書面)
財政的援助等の内容	(杉の里) 1 地域密着型サービス等施整備助成事業費等補助金 83,900,000円 2 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金 70,000円 3 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 2,667,000円 4 特別養護老人ホーム等整備事業費県費補助金 (令和2年度繰越分) 265,000,000円 5 介護ロボット普及促進事業費等補助金 826,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人安誠福祉会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和5年 2月 8日 委員監査 令和5年 3月14日 (書面)
財政的援助等の内容	(ルーエハイム、ハーティハイム、ファインハイム、安誠園、はにわの里、安らぎの里) 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 62,556,460円 2 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金 505,000円 3 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 11,998,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人狭山福祉会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和5年 2月10日 委員監査 令和5年 2月21日 (書面)
財政的援助等の内容	(さやま苑、柏苑) 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 62,497,206円 2 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金 7,871,000円 3 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金 60,000円 4 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 834,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人美光会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和5年 3月 2日 委員監査 令和5年 3月15日 (書面)
財政的援助等の内容	(みさき苑) 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 69,656,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人たてば友愛会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和5年 2月20日 委員監査 令和5年 3月16日 (書面)
財政的援助等の内容	(桃寿苑) 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 62,743,660円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人宥和
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和5年 2月27日 委員監査 令和5年 3月16日 (書面)
財政的援助等の内容	(トマト村、グリーンピース) 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 33,241,658円 2 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 22,561,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人健友会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和5年 2月24日 委員監査 令和5年 3月14日 (書面)
財政的援助等の内容	(みなみかぜ、みなみかぜ・燦、陽だまり、こもれび) 1 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 52,799,000円 2 外国人のための環境整備事業補助金 111,000円 3 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金 165,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人武蔵会
所管部局	環境部、福祉部
監査実施日	職員調査 令和5年 3月 1日 委員監査 令和5年 3月14日（書面）
財政的援助等の内容	（ケアハウス武蔵台、清流苑、第2清流苑） 1 埼玉県民間事業者CO2排出削減設備導入補助金 1,090,000円 2 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 32,074,405円 3 地域介護・福祉空間設備等施設整備事業費補助金 7,491,000円 4 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 9,524,000円 5 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金 120,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	日高市商工会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 令和5年 1月24日 委員監査 令和5年 2月21日（書面）
財政的援助等の内容	1 小規模事業経営支援事業費補助金 35,305,886円 2 中小企業経営力向上事業費補助金 540,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	寄居町商工会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 令和5年 2月13日 委員監査 令和5年 2月21日（書面）
財政的援助等の内容	1 小規模事業経営支援事業費補助金 31,034,310円 2 地域商業・商店街活動応援事業補助金 250,000円 3 中小企業経営力向上事業費補助金 860,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社ベネッセスタイルケア
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和5年 2月 3日 委員監査 令和5年 2月21日（書面）
財政的援助等の内容	（リハビリホームまどか蕨他25施設） 1 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 32,150,000円 2 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金 755,000円 3 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 22,662,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。